

青森県報

第三千四百四十七号

平成二十三年
十月五日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉課) …… 二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
公 告	
肥料登録の有効期間の更新……………	(食の安全・安心推進課) …… 二
右 同……………	(同) …… 三
都市計画の変更案の縦覧……………	(都市計画課) …… 三
出先機関	
土地改良区の定款変更の認可……………	(中南地政局) …… 三
収用委員会	
収用及び使用の裁決手続開始の決定……………	(監理課) …… 四

告 示

青森県告示第七百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
津島歯科診療所	五所川原市字大町九	平成三〇・五・二九

青森県告示第七百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
津島歯科	五所川原市字大町九	平成三〇・五・二〇

青森県告示第七百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	石鉢 寛栄	住所	八戸市大字中居林字蓋名池一三の四	施術所の名称	はっち接骨院	施術所の所在地	八戸市南類家一丁目六の二	指定年月日	平成三・九五
----	-------	----	------------------	--------	--------	---------	--------------	-------	--------

青森県告示第七百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	日東レソタル株式会社	主たる事務所又は住所	栃木県小山市東通一丁目四〇の六	居宅サービスの種類	福祉用具貸与、福祉用具販売	名称	日東レソタル株式会社	所在地	十和田市大字三本木一四九の五	廃止の届出年月日	平成三・八三〇	廃止年月日	平成三・九三〇
	名称	日東レソタル株式会社	名称	日東レソタル株式会社		所在地		十和田市大字三本木一四九の五		廃止の届出年月日		平成三・八三〇		廃止年月日

青森県告示第七百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	日東レソタル株式会社	主たる事務所又は住所	栃木県小山市東通一丁目四〇の六	介護予防サービスの種類	介護用具貸与、福祉用具販売	名称	日東レソタル株式会社	所在地	十和田市大字三本木一四九の五	廃止の届出年月日	平成三・八三〇	廃止年月日	平成三・九三〇
---------------	--------	------------	------------	-----------------	-------------	---------------	----	------------	-----	----------------	----------	---------	-------	---------

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十三年九月二十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	青森県第三三五〇号	肥料の種類	化成肥料	肥料の名称	くみあい有機入り化成	保証成分量（パーセント）	窒素全量五・〇 りん酸全量六・〇 くみ酸全量四・二 加里全量二・〇 内く溶性加里一・八	その他の規格	公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所	コープケミカル株式会社 東京都千代田区一番町二二三
------	-----------	-------	------	-------	------------	--------------	---	--------	----------	-----------------	------------------------------

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十三年九月二十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三一八号	肥料の種類 肉骨粉	肥料の名称 M, B, M	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 八・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 三共理化工業 株式会社 東京都渋谷区 代々木一丁目 五五の五
青森県第 三一九号	乾血及びそ の粉末	二B, M, 一	窒素全量 一一・〇	公定規格 のとおり	
青森県第 三二〇号	蒸製毛粉	F 一三	窒素全量 一三・〇	公定規格 のとおり	

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画の種類

八戸都市計画区域における道路に関する都市計画（三・一・一号八戸駅西中央通り線ほか二十六路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

八戸市大字市川町字橋向、字古館、字下中平沖、字下揚、字堂ノ下、字上大谷地、字下大谷地、字下田堺、字稻荷袋、字新堀、字藁田柳、字尻引前山、字桔梗野、字桔梗野上、松ケ丘、大字河原木字小田平、字宗齊久保、字後平、字見立山、字二階掘、字袖ノ沢、大字鮫町字小長根、大字新荒町、内丸三丁目、根城一丁目、根城二丁目、大字上組町、大字糠塚字榊形、字蟹沢、字大杉平、字狐森、字大開、字二ツ家、長者四丁目、大字沢里字休場、大字是川字二ツ屋、上北郡おいらせ町大字上前田、大字下前田、大字東下谷地、大字千刈田、大字下境、大字境田、大字三本木、大字向川原、大字間木、大字染屋及び大字中平下長根山の各一部

2 追加される土地の区域

八戸市内丸一丁目、内丸二丁目、内丸三丁目、大字堀端町、大字番町、大字田向字向平、大字中居林字平、字蓋名池の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、八戸市都市整備部都市政策課、おいらせ町地域整備課

四 縦覧期間

平成二十三年十月六日から同月十九日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、杭止堰土地改良区の定款の変更を平成二十三年九月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年十月五日

